

遺産分割協議書

被相続人 甲野太郎（令和 年 月 日死亡）の遺産については、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに合意した。

【被相続人の表示】

氏 名 甲野 太郎

生年月日 昭和 年 月 日

死亡年月日 令和 年 月 日

最後の本籍 京都府長岡京市〇〇町〇番地

最後の住所 京都府長岡京市〇〇一丁目〇番〇号

※ 戸籍及び住民票の除票の記載どおりに正確に記載してください。

【相続人の表示】

妻 甲野 花子（昭和 年 月 日生）

長男 甲野 一郎（昭和 年 月 日生）

長女 乙川 二美（昭和 年 月 日生）

第1条（不動産）

次の不動産は、妻 甲野花子が相続により取得する。

（1）土地

所 在 長岡京市〇〇町

地 番 〇番〇

地 目 宅地

地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

（2）建物

所 在 長岡京市〇〇町 〇番地〇

家屋番号 〇番〇

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル

2階 〇〇・〇〇平方メートル

※ 登記事項証明書の記載を一字一句そのまま書き写してください。住居表示（○丁目○番○号）ではなく、地番・家屋番号で特定します。記載が誤っていると登記が受理されません。

※ マンションの場合は、一棟の建物の表示、専有部分の建物の表示、敷地権の表示をすべて記載します。

第2条（預貯金）

次の預貯金は、長男 甲野一郎が相続により取得する。

- (1) 株式会社京都銀行 長岡支店 普通預金 口座番号 ○○○○○○○○
(2) 京都中央信用金庫 長岡支店 定期預金 口座番号 ○○○○○○○○
(3) 株式会社ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 ○○○○○ 番号 ○○○○○○○○

※ 金融機関名・支店名・預金種別・口座番号を正確に記載します。残高は記載しないほうが安全です（相続開始後に利息が付き、金額が一致なくなるため）。

※ ゆうちょ銀行は支店名ではなく「記号・番号」で特定します。

第3条（有価証券）

次の有価証券は、長女 乙川二美が相続により取得する。

- (1) ○○証券株式会社 京都支店 取引口座 (口座番号 ○○○○○○) 内の

次の有価証券

株式会社△△△△ 普通株式 ○, ○○○株

投資信託 〇, 〇〇〇〇

- (2) 株式会社◇◇◇◇ 普通株式 ○○○株 (株主名簿管理人 ○○信託銀行)

※ 証券会社名・支店名・口座番号に加え、銘柄と株数・口数を記載します。

※ 相続開始後に株価が変動しても、株数で特定していれば問題ありません。

第4条（自動車）

次の自動車は、長男 甲野一郎が相続により取得する。

登録番号 京都〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

車 名 ○○○○

型 式 ○○○-○○○○○○○

車台番号 ○○○-○○○○○○○○

※ 自動車検査証（車検証）の記載どおりに記入してください。

第5条（動産）

被相続人の居宅内にある家具、家財、什器備品その他一切の動産は、妻 甲野花子が相続により取得する。

第6条（代償金）

長男 甲野一郎は、第2条及び第4条の遺産を取得する代償として、長女 乙川二美に対し、金〇〇〇万円を支払うものとし、令和 年 月 日限り、長女 乙川二美の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は長男 甲野一郎の負担とする。

※ 代償分割が不要な場合は、この条を削除して以下の条数を繰り上げてください。

※ 「代償として」という文言を必ず入れてください。これがないと贈与とみなされ、贈与税が課されるおそれがあります。

第7条（特別寄与料）

相続人全員は、被相続人の親族である甲野明子（長男 甲野一郎の妻、昭和 年 月 日生）が、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたことを認め、同人に対し、特別寄与料として金〇〇〇万円を支払うことに合意する。

2 前項の特別寄与料は、各相続人がその法定相続分に応じて次のとおり負担する。

妻 甲野 花子	金〇〇〇万円（2分の1）
長男 甲野 一郎	金〇〇〇万円（4分の1）
長女 乙川 二美	金〇〇〇万円（4分の1）

3 各相続人は、令和 年 月 日限り、前項の金員を甲野明子の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は各相続人の負担とする。

4 甲野明子は、本条に定めるほか、相続人らに対し、特別寄与料に関し何らの請求をしない。

※ 特別寄与料は、相続人以外の親族が相続人に対して請求する金銭債権です（民法1050条）。遺産分割そのものではないため、特別寄与者は遺産分割協議の当事者ではありません。もっとも、実務上は本協議書に併せて定め、特別寄与者にも署名押印を求める方法が用いられます。別紙の合意書として作成する方法もあります。

※ 特別寄与料の額は、相続人が数人ある場合、各相続人が法定相続分に応じて負担します（民法1050条5項）。

※ 請求できるのは、相続の開始及び相続人を知った時から6か月、または相続開始の時から1年以内です。期間を過ぎると家庭裁判所への申立てができなくなります。

※ 特別寄与料には相続税が課され、2割加算の対象となります。税務については税理士にご確認ください。

※ 特別寄与者がいない場合は、この条を削除して以下の条数を繰り上げてください。

第8条（債務及び葬儀費用）

被相続人の一切の債務及び葬儀費用は、妻 甲野花子が負担する。

※ 相続人間ではこの合意が有効ですが、債権者に対しては当然には主張できません。債権者は各相続人に法定相続分に応じて請求することができます。

第9条（後日判明した遺産）

本協議書に記載のない遺産及び本協議書作成後に判明した遺産については、妻 甲野花子がこれを取得する。

※ この条項を入れておくと、後から預金や株式が見つかった場合に、あらためて協議をやり直す必要がなくなります。必ず入れてください。

※ 「相続人全員があらためて協議する」と定める方法もあります。金額が大きくなる可能性がある場合は、そちらを検討してください。

第10条（相続税）

相続税の申告及び納付が必要となる場合、各相続人は、本協議により取得した遺産の価額に応じてこれを負担する。

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本協議書を4通作成し、相続人及び特別寄与者が各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

【相続人】

住所 _____

氏名（妻 甲野 花子） _____

実印

住所 _____

氏名（長男 甲野 一郎） _____

実印

住所 _____

氏名（長女 乙川 二美） _____

実印

【特別寄与者】

住所 _____

氏名（甲野 明子） _____

実印

作成にあたっての注意事項

- 一 相続人全員が署名押印してください。一人でも欠けると無効です。

- 二 押印は実印で行い、印鑑登録証明書を添付してください。
- 三 氏名は各自が自筆で署名してください（記名押印でも法律上は有効ですが、金融機関により署名を求められることがあります）。
- 四 用紙が2枚以上になる場合は、各ページの継ぎ目に相続人全員の契印を押してください。
- 五 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、相続人全員の訂正印を押してください。
- 六 相続人の人数分（特別寄与者がいる場合はその分も）作成し、各自が1通ずつ保管してください。
- 七 金融機関や法務局には、この協議書のほか、被相続人の出生から死亡までの戸籍、相続人全員の戸籍と印鑑登録証明書が必要です。

作成でお困りのときは

相続人の一人が押印してくれない、相続人が海外にいる、連絡がつかない、未成年者や認知症の方がいる、財産の書き方が分からない——こうした場合は、お気軽にご相談ください。ご依頼をお決めいただくまで、何度でも無料でご相談を承ります。

相続おもしろ相談室（中川総合法務オフィス） 行政書士 中川 恒信

京都府長岡京市長法寺川原谷 13-6 電話 075-955-0307（受付 9:00～18:00・土日可）

<https://compliance21.com/inheritance/>

このひな形は一般的な記載例です。ご家族の状況や財産の内容により、必要な条項は異なります。ご使用により生じた結果について、当事務所は責任を負いかねます。